

# 会計基準の国際化とその影響

経営学部4年 井 上 真 衣  
経営学部4年 尾 崎 史 哉  
経営学部4年 新 開 理 沙  
経営学部4年 新 谷 圭 佑  
経営学部4年 坪 田 美 樹  
経営学部4年 寺 田 光 佑  
経営学部4年 中 谷 梨 紗  
経営学部4年 松 本 知 奈

## <目次>

- I. 本研究の目的
  - II. IFRSの特徴
  - III. IFRS導入による人材育成への影響
  - IV. IFRS導入による税務への影響
  - V. IFRS導入による投資者への影響
  - VI. むすびにかえて
- 引用文献・参考文献リスト

## I. 本研究の目的

本研究の目的は、国際財務報告基準（以下、IFRS）の特徴を従来の日本の会計基準（以下、日本基準）との比較において明らかにしたうえで、日本の企業会計にIFRSが本格的に導入された場合にどのような影響が生じるかについて考察することである。

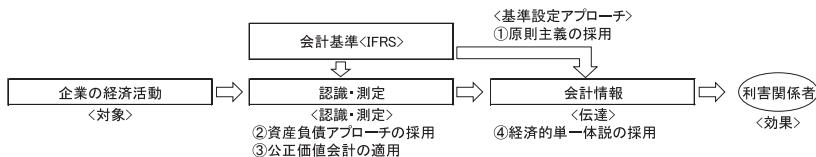
かつて一国の会計基準は国ごとに開発されていたため、異なる会計基準が存在してきた。しかし、事業活動の国際化、資金調達の国際化、証券投資の国際化など経済活動のグローバル化に伴い、企業が作成する財務諸表につい

て国際的な比較可能性が求められるようになってきた。これを受け、近年 IFRS導入による会計基準の国際化が急速に進展している。IFRSとは、国際会計基準審議会（IASB）が会計基準の国際的統合を目的として開発した会計基準である。欧州連合（EU）が2005年1月1日よりEU域内の上場企業に対し、IFRSに準拠した連結財務諸表の作成を義務づけたことを契機に、IFRS導入による会計基準の国際的統合の動きが世界的に加速化した。現在では、世界の120を超える国でIFRSの適用が要求または許容されている。

日本では2010年3月期決算から、所定の要件を満たす上場会社の連結財務諸表についてIFRSの適用が容認されている。しかし、IFRS任意適用会社はいまだ十数社にとどまっている。この理由として、IFRSの基本的考え方が従来の日本基準とは大きく異なるため、多くの企業でIFRS導入の及ぼす影響が多面的かつ多大であることへの懸念があるからではないかと推察される。

(図1)はIFRSの特徴を会計行為の各側面に即して体系的に示したものである。会計基準の基本的考え方が従来の日本基準と大きく相違するものであることがわかるだろう。そこで本研究では、日本基準とIFRSの基本的考え方における差異を明らかにしたうえで、IFRS導入に伴う影響について考察することとした。

#### (図 1) 國際會計基準の特徴と体系



(出所) 古賀 [2011], 359頁, 図22-2 をもとに、筆者が一部加筆して作成したものである。

## II. IFRSの特徴

### (1) 基準設定アプローチとしての原則主義の採用

会計基準の設定アプローチとして、原則主義と細則主義がある。原則主義とは、会計基準の設定にあたり、企業が会計処理の方法を判断するときの考え方や枠組みだけを示す方法である。IFRSでは、抽象的な包括規定を提示するだけで、個別具体的な問題については事例ごとに財務諸表作成者に判断させ、その適否は監査人の専門的な判断に委ねるという方式が採用されている。また、IFRSでは原則主義のもとに解釈指針の公表も限定的である。現場における協議や事例の蓄積を重視するというのが、IFRSの基本的なスタンスといえる。

これに対し、細則主義とは会計基準の設定において具体的な数値基準や詳細な実務指針を設ける考え方である。原理原則のみを会計基準で示す原則主義と異なり、細則主義のもとでは想定されうる個別具体的な事例に対応できるだけの詳細な指針までも定めておくのである。詳細な税法規定に強く影響づけられてきた日本基準は細則主義を指向してきた。

原則主義は、適切に運用されれば、取引その他事象の経済的実質を反映した財務報告を促進することができる。しかしその反面、財務諸表作成者や監査人の判断により大きく依存することになるので、財務報告の比較可能性を損なうおそれが指摘される。他方、細則主義のもとでは、特定の取引・事象に該当する規定等を識別することができれば、会計処理は比較的容易となる。また、詳細なルールを規定することで、企業間の会計処理方法の統一が図られ、財務報告の比較可能性を確保しやすくなる。しかし、その前提として、会計基準や会計基準適用指針さらには税法規定に相当に精通していることが必要とされる。また、数値基準を逸脱するような基準回避行為が誘発され、財務報告の経済的実態が失われることも懸念される。その対策として会計基準をさらに詳細に規定すれば、基準開発コストが際限なく膨らむことに

なる。

原則主義を指向するIFRSの場合、原則規定の趣旨を理解し、取引の経済実態を把握したうえで、高度で専門的な判断が要求されることになる。この点で、これまで細則主義を指向してきた日本において、IFRSを採用するのは容易ではないと考えられる。IFRS導入に際しては、具体的な解釈指針・実務ガイドラインの整備とあわせて、経理担当者や監査人においてIFRSへの知識・理解・対応力を向上させるための会計教育・訓練が特に重要となるだろう。

## (2) 利益計算アプローチとしての資産負債アプローチの採用

利益計算アプローチとして、収益費用アプローチと資産負債アプローチがある。IFRSは資産負債アプローチに立脚した会計基準である。収益費用アプローチでは収益と費用を会計の基本概念として利益計算構造を理論構成し、一定期間における収益と費用の差額として利益を算定する。一方、資産負債アプローチでは資産と負債を会計の基本概念として利益計算構造を理論構成し、一定期間における純資産の増減額として利益を算定する。

収益費用アプローチの会計課題は、「いかに企業活動の効率性を把握するか」にある。所定のコスト負担で最大の成果を生み出すことを目標とする営利企業では、努力たる費用と成果たる収益の差額である利益が企業活動の効率性を示す尺度となるため、利益計算こそが会計の主たる課題となる。したがって、収益費用アプローチを前提とした会計では、収益と費用を同一の会計期間にいかに認識するかが最大の関心事となり、費用収益の対応が重視される（佐藤他 [2013]、23頁）。このとき、収益費用アプローチのもとで作成される貸借対照表上の資産と負債は、収入・支出のうち収益・費用とならなかった部分とされる。

これに対して、資産負債アプローチの会計課題は、「いかに企業の豊かさを把握するか」にある。一定時点の豊かさは、資産と負債の差額である純資産額として把握される。あくまで会計の主たる課題が企業の豊かさを示す純

資産額の計算にあるため、利益の計算要素である収益と費用は資産と負債の増減額から間接的に導かれ、利益は副産物として計算されるにすぎない（佐藤他 [2013]、23–24頁）。この見解に従うとき、貸借対照表の資産は経済的資源に限られ、負債はそれを引き渡すべき義務だけに限定されることになる（桜井 [2013]、44頁）。収益費用アプローチのもとで資産や負債に計上される計算擬制項目は、資産負債アプローチのもとでは資産や負債から排除される。

このように、収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造は、それぞれの会計課題によって特徴づけられる。そして、計算構造の相違は算定される期間利益の性質にも影響を及ぼす。すなわち、公正価値評価を採用する会計の枠組みのなかで資産負債アプローチを厳密に適用すれば、そこでの期間利益は成果的な性格を有しない包括利益として捉えられる（平松 [2013]、22頁）。これに対し、収益費用アプローチでの期間利益は成果的な性格を有する純利益として表現されることになる。

かつての日本基準はもっぱら収益費用アプローチに立脚して展開されてきたが、最近では資産負債アプローチを援用して、これに制約を加えようとする傾向が強くなっている。しかしながら、日本の経営者や投資者の間では依然として企業活動の成果を表す当期純利益が重要な業績指標であると考えられている。そのような状況の中で、資産負債アプローチに基づき包括利益を重視するIFRSを導入することは容易ではないだろう。

### (3) 資産・負債の測定における公正価値会計の適用

IFRSは、企業の経済的実態を反映し、かつ経営者の恣意性を排除するために、資産と負債を公正価値で測定し、公正価値の評価差額の変動分を発生主義に基づいて損益認識するという公正価値会計を採用している。ここに公正価値とは、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(IFRS13, par.9)をいう。

IFRSにおける公正価値会計の適用形態として、大きく次の4つに区分することができる。すなわち、①当初認識時の測定基準としての公正価値の利用（例：有形固定資産、リース）、②複合取引コストの配分基準としての公正価値の利用（例：企業結合）、③減損テストにおける公正価値の利用（例：資産の減損）、および④資産・負債の事後的測定基準としての公正価値の利用（例：金融商品の認識と測定）である（古賀〔2011〕、360–361頁）。

このうち①～③では、決算日での事後測定は原則として取得原価に基づく付随的・限定的範囲での公正価値測定をなすのに対し、④では決算日での資産の再測定基準として公正価値が取り入れられているという意味で本来的・全体的適用形態をなす（古賀〔2011〕、361頁）。このように、IFRSにおける公正価値会計は、交換取引における有形固定資産の当初認識時の測定や有形固定資産の減損といった特殊な限定的状況から、広く金融商品の公正価値会計を求める、より包括的・強制的な本格的適用へと展開されている。

これに対し、日本の企業会計は、「原価一実現」概念に基づく取得原価主義に立脚してきた。取得原価主義のもとでは、貸借対照表に計上される資産は購買市場で取得された過去の時点での支出額に基づいて測定され、資産が売却市場で販売されるまでは収益は計上されない。実際の市場取引を通じて達成した成果のみが収益として認識されるのである。この点は、収益または利益の質（実現・未実現の区別）を問題にせずに、企業の経済的実態を的確に反映するために、また経営者の恣意性を排除するために公正価値会計を採用するIFRSとは異なる。

IFRSが導入されると、公正価値会計の拡充によって貸借対照表や利益のボラティリティが増大することが懸念される。それによって日本では、経営者の業績が評価されることに戸惑いがみられ、「短期的な視点で経営を考えざるをえない」という経営者の声もある（日経産業新聞（2011年3月11日）、20頁）。

#### (4) 経済的单一体説に基づく連結財務諸表の作成

IFRSに基づく財務報告では、企業集団の財務諸表である連結財務諸表が中心となる。連結財務諸表の作成と報告にあたっては、誰のために作成し報告するのか、作成に際して必要な会計上の判断を誰の観点から行うかということが問題となる。これに関しては、親会社説と経済的单一体説とよばれる2通りの見解がある。

親会社説のもとでは、連結財務諸表は親会社の株主のために作成されるものとして位置づけられ、したがって会計上の判断も親会社の株主の観点から行われる（桜井〔2013〕、329頁）。これに対し、経済的单一体説のもとでは、連結財務諸表は支配株主たる親会社と少数株主の両方を含めた企業集団の利害関係者のために作成されるものと解釈され、会計上の判断も企業集団全体の出資者の観点から行われる（桜井〔2013〕、329頁）。

親会社説は、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主の持分のみを反映させる考え方であるのに対して、経済的单一体説は、連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を反映させる考え方であるという点で異なる（連結財務諸表に関する会計基準、51項）。このため、連結財務諸表の作成において行われる具体的な会計処理も、どちらの見解に立脚するかにより相違する。例えば、親会社説のもとでは、親会社の株主による出資だけが株主資本となるから、非支配株主持分（少数株主持分）は株主資本以外の純資産または負債と考えられる。これに対し、経済的单一体説のもとでは少数株主もまた企業集団への出資者であるから、その持分は株主資本として扱われることになる。

従来の日本基準では、連結財務諸表の主たる目的が親会社の投資者の意思決定に有用な情報の提供にあることや、親会社説による会計処理方法のほうが現実の企業集団経営の実務感覚とよりいっそう合致していることを理由に、基本的には親会社説の立場をとってきた（桜井〔2013〕、330頁)<sup>1)</sup>。これに対し、IFRSでは、経済的单一体説を採用し、連結財務諸表を基礎とする企

業の業績評価・実態の透明性を促進するための情報の拡充化に重点をおいている。IFRS導入に伴う親会社説から経済的单一体説への移行は、財務諸表上の会計数値だけでなく、財務諸表分析の分析結果およびその解釈に対しても影響を及ぼすことになると予想される。

### III. IFRS導入による人材育成への影響

#### (1) 実務者向けのIFRS教育研修の現状

##### ① 一般企業における経理担当者向けのIFRS教育研修の現状

一般企業における経理担当者向けのIFRS教育研修の現状について、まず本研究ではIFRS任意適用会社16社<sup>2)</sup>の有価証券報告書の記載内容（第5【経理の状況】）をもとにその実態を調査した。なお、IFRS任意適用会社については、東京証券取引所ホームページで確認した<sup>3)</sup>。調査結果を要約すれば次のとおりである。

- ・ 公益財団法人財務会計基準機構（以下、FASF）に加入し、FASF主催のセミナーや研修などに参加して専門知識の蓄積に努めるとともに、FASF以外の専門的知識を有する関係団体等が主催するセミナーなどにも参加して、IFRSの内容を適切に把握し、IFRSの変更等について的確に対応することができる体制を整備している。
- ・ IASBが公表するプレスリリースや基準書を隨時入手したり、会計専門誌を定期購読するなどして、IFRSに関する最新情報の把握に努めている。
- ・ 社内にIFRS専門のプロジェクトチームを設置し、社内勉強会を実施して実務担当者へのIFRSに関する知識の習得を推進している。
- ・ 外部専門会社へのIFRS導入支援業務の委託や外部専門家による助言をもとに、IFRS適用に向けた体制の整備に取り組んでいる。

さらに本研究では、公認会計士として豊富な国際会計の実務経験を有する小澤義昭桃山学院大学経営学部教授にインタビュー調査を行った。小澤教授

は、大学や会計専門職大学院においてIFRS教育に従事している。本調査での主な質問事項は、①一般企業の経理担当者向けのIFRS教育の現状について、②職業会計人向けのIFRS教育の現状について、の2点である。これに対して、質問①については、「ほとんどの監査法人が、IFRSを学ぶための勉強会やセミナー、研修、人材育成サービスを一般企業の経理担当者に対して行っている。しかしこれは、あらゆる会社に対して行っているのではなく、既存の顧客に対して開かれているものが圧倒的に多い。」という回答であった。また、質問②については、「ほとんどの監査法人が内部の会計士向けに研修を行っている。研修時間は年間40～100時間（約10日）ほどで、一般企業の経理担当者向けと同じように、インターネットベースの「e ラーニング」で学んでいる。」との回答を得た。

## ② 職業会計人向けのIFRS教育研修の現状

職業会計人向けのIFRS教育研修の現状については、いくつかの事例を紹介する。

### 【トマツグループの事例<sup>4)</sup>】

研修内容は、主に初級e ラーニング、アップデート研修、グローバルe ラーニング、ファシリテーターレッド、IFRSゼミ、ツール研修、自己学習で構成されている。そしてさらに、実務対応能力の養成を重視し、個別勉強会、海外DTTとのディスカッションなど、多様なプログラムが用意されている。

### 【あらた監査法人の事例<sup>5)</sup>】

e ラーニングとクラスルーム研修の組み合わせによって、専門的な知識基盤の確立を行っている。演習形式のクラスルーム研修では、日本基準からIFRSへの組替仕訳の演習を行う。5年目以上のスタッフには、新基準のタイムリーなアップデートが行われている。さらにIFRSの基準やフレームワークを理解して判断プロセスを習得することおよび原則主義のもとで取引の実態を解明することを目的として少人数のワークショップを開催している。

IFRSの原則主義に対応した人材を育成するために、IFRSのレベルの設定とミニマム・トレーニングの要件を定めていることに特徴がある。

#### 【FASFの事例（会計人材開発支援プログラム）<sup>6)</sup>】

本プログラムは、会計基準に関する専門的知識と英語力の向上を柱としている。高度な会計専門的知識を有し、国際舞台で活躍する人材を育てることを最終目標とし、それに向けて2つのステップ（プロジェクトA・B）を設け、それぞれに成果目標を定めている。プロジェクトAは、IASBの基準開発動向等、英語Writingトレーニング、ディスカッショントレーニング、国際舞台で活躍する者との交流プログラムなどから構成されている。また、プロジェクトBは、IASBの基準開発動向等、ディスカッショントレーニング、ラウンド・テーブル等への参加プログラム、市場関係者間交流プログラム、国際舞台で活躍する者との交流プログラム、海外会計専門家交流プログラムなどから構成されている。

#### 【日本公認会計士協会（JICPA）の事例（IFRS勉強会）<sup>7)</sup>】

JICPAで開催されているIFRS勉強会は、日本の主要監査法人で活躍するIFRSの専門家を育成することを目的に、公認会計士を対象として行われている。その内容は、毎月のIASBの全てのアジェンダ・ペーパーを読み込んで議論するというものであり、それに加えて、IFRIC解釈指針委員会や年次改善、さらに各プロジェクトから公表される公開草案や最終基準等についても適宜検討することにしており、IASBが関連するすべての文書を検討対象としている。

## （2）大学におけるIFRS教育の現状

本研究では、職業会計人（公認会計士）を毎年多く輩出している主要20大学<sup>8)</sup>のIFRSに関連する講義シラバスを入手し、大学での専門教育においてIFRSに関してどのような教育内容が提供されているのかを調査した。その結果を要約すれば、次のとおりである<sup>9)</sup>。

- ・講義科目については、主に基礎会計学、国際会計論、財務会計論、IFRS

実務、英文会計論、アジア会計学という科目名称で開講されている。これらは、商学部、経営学部、国際学部などで開講されている。

- ・講義内容は、例えばIFRSの基本的な考え方など、IFRSによる会計（国際会計）の基礎だけを学ぶケースもあれば、IFRSの個別会計基準まで深く学習するケースもあり、講義内容の程度には差がみられる。
- ・講義担当者は、会計研究者または公認会計士のいずれかである。学部レベルでは、まずはIFRSの基礎を習得することに重点をおいていることから、講義担当者の多くは会計研究者である。これに対し、職業会計人の育成を目標としている大学院などでは、IFRSに関する基礎知識があることを前提として、より実践的な講義内容となることから、実務経験の豊富な公認会計士が担当するケースも多い。
- ・使用教材については、大学院ではより専門的な知識や解釈を教えるので講師が作成したレジュメを用いて講義されるケースが多い。これに対して、学部では基本事項を学習するため、会計研究者が執筆したテキストを使用して講義されるケースが多い。

### (3) 人材育成の必要性

わが国におけるIFRS導入にむけた課題のひとつは、企業、監査法人、証券取引所、監督官庁、さらには大学教育現場など国際会計に関与する組織においてIFRSに精通した人材を育成することである。これまで細則主義を指向してきた日本においては、原則主義を採用するIFRSに実務上どのように対応するかが課題となるだろう。それにはIFRSに関する教育が重要となる。短期的には、企業や監査法人においてIFRSに対応できる経理担当者や職業会計人の育成が求められるであろう。しかし、中・長期的にみた場合、将来、IFRSの会計実務を担う人材を育成するという意味では、大学や会計専門職大学院が教育面で果たす役割は大きいと考えられる。一部を除いて、大学や大学院では実務教育がほとんどなされていないのが現状であるが、今後はIFRSの実務教育にも取り組んでいく必要があるだろう。

その際、会計基準に対する理解を深めることはもちろん重要であるが、同時に実践的な英語力を習得することも重要であると考える。IFRSの原文は英語で公表されている。公表後には日本語にも翻訳されるが、それには時間を見る。最新の内容をタイムリーに入手するには、英語で基準書を読む必要がある。また、翻訳された日本語から原則主義を指向する基準が含意する内容を読み取ることは困難である。会計基準が含意する内容を正確に把握するには、やはり原文での理解が不可欠となる。このように考えると、実践的な英語力をもって会計基準を理解して会計実践する能力こそが、IFRS会計実務において要求されると考えられる。

#### IV. IFRS導入による税務への影響

##### (1) 企業会計と課税所得計算の関係

わが国において、企業会計と税務上の課税所得計算は法人税法22条4項および同74条1項を通じて密接な関係を有している。わが国の法人税法はまず74条1項において、内国法人が各事業年度の終了の日の翌日から2ヵ月以内に税務署長に対し、確定した決算に基づき課税所得金額と法人税額等を記載した申告書を提出しなければならないことを規定している。また、22条4項では、課税所得計算の基礎となる収益および原価・費用・損失を、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを要求している。

このように、わが国の課税所得計算は申告手続と計算構造の両面において企業会計に制度的に依存する関係にある。そのような企業会計と税務上の課税所得計算の関係は、しばしば確定決算主義という表現によって説明される。ここに確定決算主義とは、確定した決算利益に基づき、これに税法固有の別段の定めによる調整を加えて誘導的に課税所得金額と税額を算定し申告することを要請する考え方をいう。

確定決算主義を採用するわが国では、課税所得計算の基礎となる決算利益の算定にIFRSが適用されるようになると、その影響は課税所得計算にも及

ぶと考えられる。なぜならば、次に述べるようにIFRSと税務法令規定が相反する性格を有しているからである。

## (2) IFRSの性格

IFRSは、「財務報告に関する概念フレームワーク」の記述（IASB〔2010〕, OB2）にもあるように、投資者の意思決定に有用な情報の提供という財務会計の情報提供機能を重視している。投資意思決定には企業価値の評価が必要であり、企業価値は対象企業の有する資産・負債の公正価値あるいは将来キャッシュフローに依存して決まるので、公正価値情報や将来キャッシュフローの金額と時期およびそれらの不確実性の予測に役立つ会計情報は投資意思決定に有用であるとされる（鈴木〔2011b〕、40頁）。

このため、現在のIFRSは市場価格や経営者による将来予測に依存する会計処理を多く要求している。例えば、有価証券などの金融商品の公正価値測定、棚卸資産の低価法適用における正味売却価額の利用、退職給付債務の負債計上額の算定における年金資産の公正価値測定などは市場価格に基づく会計処理を要求するものである。また、金融資産や固定資産の減損処理における将来キャッシュフローの見積りや退職給付債務の算定における退職給付見込額の見積りなどは経営者による将来予測に基づく会計処理を要求するものである。

## (3) 税務法令規定の性格

租税は、納税者間に課税の公平性が維持されるように負担されることが理想とされている。ここでの公平性は納税者の租税負担能力（担税力）に即した課税によって達成される。税務法令規定は、企業の担税力に応じた公平な課税を実現するために、担税力を適切に表す課税所得の計算を要求するとともに、課税所得計算における経営者の恣意的な裁量を排除している（鈴木〔2011b〕、41頁）。

権利確定主義を前提とした収益の益金算入や債務確定主義に基づく外部取

引費用の損金算入は、収益の実現や債務の確定といった事実に基づく益金・損金の認識であり、過去指向的な税務処理という性格を有している。そこには、課税所得が担税力を表すためには企業活動の実績としての成果を反映するものでなければならないとする考え方がある。また、内部処理費用である償却費については、経営者の恣意的な裁量が介入しないように税務法令において償却方法や償却期間を画一的に規定し、原価を一定の組織的な方法に従って規則的に期間配分させる。そのような税務処理は組織指向的な性格を有している。

#### (4) 課税所得計算への影響

以上のように、IFRSは市場・将来指向的性格を有するのに対し、税務法令規定は組織・過去指向的性格を有している。IFRS導入が税務上の課税所得計算へ及ぼす影響の第1は、そのような相反する性格を有するIFRSと税務法令規定に従って算定される決算利益と課税所得の特性は乖離する傾向にあるので、申告調整事項の増大が予想される。それは、企業に対して税務申告コストの増加をもたらすことを意味する。

またⅡ節でも述べたように、公正価値評価を採用する会計の枠組みのなかで資産負債アプローチに基づいて算定される決算利益は、未確定な成果を含む包括利益として算定されることになる。市場・将来指向的性格を有するIFRSに基づく決算利益は、まさにそれである。しかし、そのような決算利益は、市場価格の変動による影響を受けやすいとともに、将来の見積りにおいて経営者の主觀が介入しやすいために利益調整の余地が大きい。IFRS導入による課税所得計算への第2の影響は、そのような特性を有するIFRSに基づく決算利益を基礎として課税所得計算を行うと、その計算に歪みをもたらすことがあることがある。課税所得は投下資本の回収余剰額として計算され、担税力指標としての性質、換言すれば処分可能性を有していることが求められる。未確定の成果をも反映するIFRSの利益計算は、このような課税所得の計算思考には馴染まないと考えられる。

## V. IFRS導入による投資者への影響

### (1) 財務指標の差異

親会社説を基本とする日本基準から経済的单一体説を採用するIFRSへの移行は、財務諸表上の会計数値だけでなく、財務諸表分析の分析結果およびその解釈に対しても影響を及ぼすと考えられる。この点について、本研究では、IFRS導入が投資者の財務諸表分析を通じて行う投資意思決定へ与える影響を直接的に把握すべく、自己資本利益率と自己資本比率に着目することとした。いずれも財務諸表分析においては伝統的な財務指標である。

自己資本利益率（rate of return on equity : ROE）とは、出資者たる株主の観点からの収益性を評価するための財務指標であり、株主に帰属する資本部分とそこから生み出された利益を対比することによって測定される。ROEは、[当期純利益 ÷ 自己資本 × 100%] によって算定される。ROEの数値が高いほど、企業は株主資本を効率的に利用して利益をあげていると評価される。一方、自己資本比率とは、長期的な観点から他人資本の安全性を評価するための財務指標であり、[自己資本 ÷ 総資産 × 100%] によって算定される。自己資本の割合が大きいほど他人資本の返済が保証されるため、自己資本比率が大きいほど、安全性が高いと評価される。

本研究では、東京証券取引所ホームページからIFRS任意適用会社を検索し（2013年9月現在、16社。詳細は注（2）（3）を参照。）、①日本基準からIFRSへ移行していること、および②IFRS初度適用時の有価証券報告書が入手可能であること、の2要件をみたす9社について自己資本利益率と自己資本比率を算定した。初度適用時にはIFRSに基づく連結財務諸表に対する比較情報として日本基準による連結財務諸表の開示が要求される。（表1）では、IFRS初度適用時における日本基準の連結財務諸表に基づいて算定した結果とIFRSの連結財務諸表に基づいて算定した結果を対比している。

(表1) 日本基準によるROE・自己資本比率とIFRSによるROE・自己資本比率の比較

	ROE (%)			自己資本比率 (%)		
	日本基準	IFRS	差異	日本基準	IFRS	差異
日本電波工業	18.03	19.34	1.31	38.15	37.47	-0.68
HOYA	16.06	16.18	0.12	64.46	65.25	0.79
日本板硝子	-7.8	-0.88	6.92	21.13	21.14	0.01
日本たばこ産業	15.04	19.82	4.78	44.03	46.76	2.73
DeNA	41.38	42.16	0.78	60.12	63.5	3.38
アンリツ	18.09	25.04	6.95	59.47	56.07	-3.4
SBI	2.44	1.95	-0.49	20.33	14.45	-5.88
マネックス	7.55	5.02	-2.53	11.53	11.68	0.15
双日	4.33	4.43	-0.1	16.94	19.13	2.19

(表1) で示すように、それぞれの財務指標の計算式（計算要素）は同じであるにもかかわらず、計算結果に差異が生じている。その原因のひとつは、計算式の中の「自己資本」にあると考えられる。親会社説に立脚する従来の日本基準のもとでは、非支配株主持分（少数株主持分）は自己資本とは区別されるのに対して、経済的单一体説を採用するIFRSのもとでは自己資本に含められる。このことが、同一の経済実態に対し異なる財務諸表分析の結果をもたらす要因のひとつになっていると考えられる<sup>10)</sup>。

## (2) 投資意思決定への影響

投資者は、保有資金を安全かつ有利に運用して、より多くの投資利益を獲得するために、証券投資や資金の貸付を行う。投資者がより多くの投資利益を獲得するためには、それに応じた高いリスクを負担しなければならない。リスクを嫌って低水準のリスクしか負担しなければ、得られる投資利益も必然的に小さくなる。このことは、「ハイリスク・ハイリターン」の関係として説明されるとおりである。

このように、証券投資や資金の貸付の判断に際しては、投資利益とリスク水準の釣り合いが重要になってくる。したがって、投資者はその両方を考慮に入れて、投資意思決定を行わなければならない。このとき、投資者の視点

から財務諸表分析を行う場合に最も重視される企業特性は、その企業の「収益性」と「安全性」である。

しかし、先に考察したように、日本基準に基づく財務データを用いた財務諸表分析とIFRSに基づく財務データを用いた財務諸表分析では、同一の経済実態であっても収益性と安全性の分析結果に違いが生じる。投資者の視点からは、どちらの分析結果が企業の実態を表しているのかその正確な判断が困難であるという意味で、投資意思決定において混乱を招く恐れが懸念される。IFRSの財務データを用いて財務諸表分析を行う場合には、IFRSの特徴を十分に理解したうえで行うことが肝要である。

## VII. むすびにかえて

本研究では、IFRSの特徴を従来の日本基準との比較において明らかにしたうえで、日本の企業会計にIFRSが本格的に導入された場合にどのような影響が生じるかについて考察してきた。その結果を要約すれば、以下のとおりである。

- (1) IFRSは、①基準設定アプローチとしての原則主義の採用、②利益計算アプローチとしての資産負債アプローチの採用、③資産・負債の測定における公正価値会計の適用、および④経済的单一体説に基づく連結財務諸表の作成という特徴を有している。これらの特徴は、従来の日本基準とは異にするものである。したがって、日本の企業会計にIFRSが本格的に導入された場合には多大な影響を及ぼすと考えられる。
- (2) IFRS導入による影響としては、次の3点が考えられる。第1の影響は、日本企業はIFRS会計実務の経験に乏しいため、IFRSに精通した人材の育成が急務とされることである。原則主義を採用するIFRSの会計実務においては実践的な英語力をもって会計基準を理解し、会計実践する能力が求められる。この点でIFRSに関与する全ての組織において、IFRS

教育研修のさらなる充実が課題となるだろう。第2に、IFRSと税務法令規定が確定決算主義を採用する日本では、IFRS導入による影響は課税所得計算にも及ぶと考えられる。すなわち、IFRSと税務法令規定は市場・将来指向的性格と組織・過去指向的性格という対照的な性格を有するために、決算利益と課税所得が乖離し、この結果として申告調整事項の増大による税務申告コストの増加が予想される。未確定の成果をも反映するIFRSの利益計算は、課税所得を投下資本の回収余剰額として計算する課税所得計算思考には馴染まないと考えられる。第3に、投資者の投資意思決定に与える影響である。日本基準に基づく財務データとIFRSに基づく財務データを用いて財務諸表分析を行った場合では、同一の経済実態であっても分析結果に違いが生じる。その原因のひとつは、経済的单一体説を採用するIFRSのもとでの非支配株主持分の扱い方にあると考えられる。このため、IFRSの財務データを用いて財務諸表分析を行う場合には、IFRSの特徴を十分に理解したうえで行う必要があるだろう。

日本でのIFRS適用は、特定の上場会社の連結財務諸表についてのみ認められている。さらに現在、金融庁の企業会計審議会においてIFRSの将来的な強制適用に向けての議論が行われている。本研究の考察結果が示すように、IFRS導入は多方面に影響を及ぼすと考えられることから、IFRSの強制適用についてはより慎重な議論が望まれる。

以上、本研究ではIFRSの特徴とIFRS導入により生じる影響を関連づけて考察してきたが、そのすべてを取り上げたわけではない。さらに包括的な検討を今後の研究課題としたい。

## 注

- 1) しかし、従来の連結財務諸表に関する会計基準では、経済的单一体説と整合的な

会計処理方法も部分的に採用されていた。

- 2) 日本電波工業, HOYA, 住友商事, 日本板硝子, 日本たばこ産業, DeNA, アンリツ, SBIホールディングス, マネックスグループ, 双日, 丸紅, トーセイ, 中外製薬, 楽天, ネクソン, ソフトバンク。
- 3) 東京証券取引所ホームページ <http://www.tse.or.jp/rules/ifrs/info.html> (2013年12月3日現在確認)。
- 4) 会計教育研修機構創立3周年記念特別講演会(2012年3月1日開催)の講演記録に基づいて記述している。なお講演記録については、三宅・橋本[2012]を参照されたい。
- 5) 注(4)と同様である。
- 6) 財務会計基準機構[2011]に基づいて記述している。
- 7) 柴[2013]でのインタビュー調査結果に基づいて記述している。
- 8) 東京大学, 一橋大学, 横浜国立大学, 名古屋大学, 京都大学, 大阪大学, 神戸大学, 慶應義塾大学, 早稲田大学, 明治大学, 中央大学, 法政大学, 青山学院大学, 日本大学, 立教大学, 専修大学, 同志社大学, 関西学院大学, 関西大学, 立命館大学。
- 9) 調査結果の詳細は、2012年度桃山学院大学学生研究発表大会報告資料を参照されたい。
- 10)もちろんこれ以外に、売上収益の認識基準の変更(例えば、出荷基準から着荷基準へ)、減価償却方法の変更(定率法から定額法へ)、のれんの非償却など会計処理方法の変更による影響も考えられるが、この点については今後の研究課題したい。

#### 引用文献・参考文献

- ・企業会計基準委員会「連結財務諸表に関する会計基準」、2013年9月。
- ・古賀智敏・鈴木一水・國部克彦・あづさ監査法人(編著)『国際会計基準と日本の会計実務(三訂版)』同文館出版、2009年。
- ・古賀智敏「国際会計」、神戸大学経済経営学会編『ハンドブック経営学』ミネルヴァ書房、2011年、349-363頁。
- ・財務会計基準機構「会計人材開発支援プログラムの構築にあたって」、2011年11月。
- ・桜井久勝『財務諸表分析(第5版)』中央経済社、2012年。
- ・桜井久勝『財務会計講義(第14版)』中央経済社、2013年。
- ・佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史(編著)『財務会計論

- I 〈基本論点編〉(第7版)』中央経済社, 2013年。
- ・柴健次(編著)『IFRS教育の実践研究』創成社, 2013年。
  - ・鈴木一水「課税所得計算における資産負債アプローチと収益費用アプローチの交錯」国民経済雑誌, 第204巻第1号(2011年7月a), 41-55頁。
  - ・鈴木一水「IFRS導入が与える法人税制への影響」税経通信, 第66巻第11号(2011年9月b), 35-44頁。
  - ・日経産業新聞, 2011年3月11日, 20頁。
  - ・橋本尚・山田善隆『IFRS会計学基本テキスト』中央経済社, 2009年。
  - ・平松一夫(監修)『IFRS国際会計基準の基礎(第3版)』中央経済社, 2013年。
  - ・広瀬義州『IFRS財務会計入門』中央経済社, 2010年。
  - ・三宅博人・橋本尚「(会計教育研修機構創立3周年記念特別講演会) IFRS導入に向けた今後の課題と展望」会計・監査ジャーナル, 第682号(2012年5月), 9-17頁。
  - ・IASB, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2010.
  - ・IASB, IFRS No.13, *Fair Value Measurement*, 2011. (企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構(監訳)『2012国際財務報告基準』, 2012年。)

#### 【参考URLリスト】

- ・東京証券取引所ホームページ <http://www.tse.or.jp/rules/ifrs/info.html> (2013年12月3日現在確認)。